

上越市立城東中学校PTA会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は、上越市立城東中学校PTAと称し、事務局を城東中学校内におく。

第 2 章 目 的

第2条 本会は、生徒の保護者と教職員が協力し、会員の教育に対する理解を深め、親睦を図り、もって教育効果をあげることを目的とする。

第 3 章 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 会員の研修及び親睦のための事業
2. 生徒の学習奨励に関する研究及びその実施
3. 生徒の生活指導に関する研究及びその実施
4. 生徒の体力増進、健康安全の保持に関する研究及びその実施
5. 教育環境の整備充実
6. その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 会 員

第4条 本会の会員は、城東中学校生徒の保護者及び城東中学校の教職員とする。

第 5 章 役 員

第5条 本会には、次の各号に掲げる役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計監査委員 2名
4. 学年委員会正副委員長 6名
5. 総務 若干名

第6条 本会の役員は、次の方法によって選出する。

1. 会長、副会長及び会計監査委員は、常任委員会で選考し、総会の承認を得て決定する。ただし、副会長の1名は、1学年PTA会員の中から選出することとし、総会以降の決議機関の承認を得て決定する。
2. 学年委員会正副委員長は、各当該委員会で互選する。
3. 総務は、会長が委嘱する。

第7条 本会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を防げない。

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときはその任務を代理し、会長が欠けたときはその任務を行う。
- 3 会計監査委員は、会計を監査する。
- 4 各学年委員会委員長は、当該委員会を統括する。各学年委員会副委員長は、当該委員長を助ける。
- 5 総務は、本会の庶務及び会計を処理するとともに、次に定める業務の執行に当たる。
 1. 関係諸団体との連絡協調に関すること。
 2. 生徒の奨学及び学芸補助に関すること。
 3. 教師の研究奨励の助成に関すること。
 4. 講座及び講習会の開催に関すること。

5. 学校の文化的行事に関すること。
6. 予算、決算に関すること。
- 6 総務は、第8条の5の業務を円滑に運営するため、全PTA会員に広くボランティアを募る。

第 6 章 機関ならびにその組織及び運営

第9条 本会には、次の各号に掲げる機関をおく。

1. 総 会
2. 常任委員会
3. 学年委員会
4. 特設委員会（必要に応じて）

第10条 総会は、本会の最高議決機関である。

- ②総会は、毎年4月及び会長が必要と認めた場合、これを招集する。
- ③総会の議長は、総務員長がこれを務める。
- ④総会の議決は、出席者の過半数(委任状を含む)の同意を必要とする。

第11条 常任委員会は、総会につく議決機関であり、総会に提出する報告及び議案、学年委員会で立案された事業計画、その他、表彰、重要事項ならびに緊急事項について審議する。

- ②常任委員会は、会長、副会長、総務、各学年委員会正副委員長、校長及び教職員若干名をもって構成する。
- ③常任委員会は、会長が必要と認めた場合、これを招集する。
- ④常任委員会は、総務員長が司会する。
- ⑤常任委員会の議決は、出席者の過半数(委任状を含む)の同意を必要とする。

第12条 学年委員会

学年委員会は、各学級PTA活動の連絡調整、学年独自の事業及び本会の事業を行う。

第 7 章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、その他をもって支弁する。

- ②会費は、年間 7,000 円とし、分割で納入する。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 章 改 正

第15条 会則の変更などについては、総会もしくは常任委員会の3分の2の賛成をもって決定する。ただし、会長が必要と認めたときに限る。

附 則

1. この会則は、昭和55年4月1日から実施する。
2. この会則は、昭和57年4月1日改正し4月1日から実施する。
3. この会則は、昭和58年4月26日改正し4月26日から実施する。
4. この会則は、昭和61年4月15日改正し4月15日から実施する。
5. この会則は、平成元年4月22日改正し、即日実施する。
6. この会則は、平成14年3月14日改正し4月1日から実施する。
7. この会則は、平成15年4月11日改正し即日実施する。
8. この会則は、平成19年4月18日改正し即日実施する。
9. この会則は、平成27年4月25日改正し即日実施する。
10. この会則は、平成29年4月22日改正し即日実施する。
11. この会則は、平成31年4月26日改正し即日実施する。
12. この会則は、令和2年5月14日改正し即日実施する。
13. この会則は、令和5年4月21日改正し即日実施する。

慶弔慰に関する規程

第1条 この規程は、上越市立城東中学校PTA会則第2条の規程に基づき、本会の慶弔慰について次のように規定する。

第2条 弔慰金については、次のとおりとする。

1. 生徒または生徒の父母が死亡したとき10,000円
2. 学校教職員が死亡したとき 10,000円
3. 特別の場合は常任委員会で協議し、弔意を表す。

第3条 見舞金に関しては、次のとおりとする。

1. 学校教職員が、1か月以上、病気で欠勤したとき5,000円
2. 会員が特別の災害を受けたときは、常任委員会で協議し見舞金を贈る。
3. その他特別の場合は、常任委員会で協議し決定する。

第4条 餞別に関しては、次のとおりとする。

1. 学校教職員退任の場合は、3年まで3,000円とし、それ以降は5,000円を贈る。
2. 特別の場合は、常任委員会で協議し決定する。

第5条 前各条の規程によりがたい特別の場合は、常任委員会において、その都度協議し決定する。

付 則 1. この規程は、昭和55年4月1日より実施する。

2. この規程は、昭和62年4月15日改正し4月15日より実施する。